

宇美町議会会議システム更新業務
機器導入候補者選定審査要綱

令和8年6月

宇 美 町

1 趣旨

この要綱は、「宇美町議会会議システム更新業務」に係る公募型プロポーザルにおける機器導入候補者選定審査に関し、必要な事項を定めるものである。

2 審査の対象

審査の対象は、本業務の企画提案書を提出した者とする。

3 審査をする者

審査をする者は、町長が指名した宇美町議会会議システム更新業務機器導入候補者選定審査委員（以下「審査委員」という。）とする。

4 審査方法等

(1) 審査の方法

審査は、次のとおり書面審査及びプレゼンテーション審査で行うものとし、見積金額、企画提案書、プレゼンテーション等を総合的に審査し、プロポーザル評価表（以下「評価表」という。）を用いて評価する。ただし、本業務の企画提案書を提出した者が4者以下の場合、書面審査は行わない。

① 書面審査

提出された企画提案書等に基づき、事務局が評価表の審査項目「3 システムの概要及び主要機器の機能」及び「4 保守・メンテナンス」の記載内容について審査し、上位複数者（4者以内。以下「参加者」という。）を選定する。

得点配分は、評価表の該当する審査項目のとおりとする。

選定結果については、企画提案書を提出した者に速やかに通知するとともに、参加者に対してはプレゼンテーション審査についても併せて通知する

② プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、審査員が評価表の審査項目について審査し、得点が高い者の順に最優秀提案者及び次点の優秀提案者を選定する。

各参加者の得点については、各審査委員の総点数の平均点（小数点以下四捨五入。以下同じ。）での算出ではなく、審査項目ごとに審査員の平均点を算出し、その合計点を得点とする。なお、平均点の算出に当たっては、最上位点と最下位点の審査員の評価点（それぞれ1名分）を控除し、算出する。

【プロポーザル評価表】

審査項目	審査基準	評価点
1 業務経歴	過去5年の間に九州圏内の地方公共団体に対する本会議場の録音・録画システムの導入実績があり、良好な実績を上げているか。 発注者の求める仕様に応じることができるノウハウを有しているか。	10
2 業務実施体制	仕様書の内容を加味した業務遂行に十分な体制がとれているか。 発注者との連絡調整や迅速な対応が可能であるか。 下請負業者も含めて十分な実績のあるベンダー・メーカーを採用しているか。また、町内業者の活用が提案されているか。	15
	実施スケジュールは現実的かつ実効可能なものであるか。	10
3 システムの概要及び主要機器の機能	操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく、簡単に操作が可能か。	10
	導入機器の機能や数量等については、仕様書の内容を満たしているか。	15
	トラブルを未然に防ぐ対策が講じられており、長期運用に耐えうる安定的なシステムであるか。	10
4 保守・メンテナンス	トラブル発生時における代替措置等の対処法を備えているか。	15
	機器等の故障やシステム障害などへの対応方針が具体的で妥当性があるか。	15
	操作やサービス全般の問い合わせについて、十分な対応ができるか。	15
5 見積価格	提案内容、内訳に対して予算内で構築できているか。 導入後の維持管理費が適切に見込まれているか。	15
6 その他	発注者の意図を汲んだ企画提案内容となっているか。 創意を凝らした提案がなされているか。	20
合 計		150

なお、参加者のうち基準点（105点／150点）を満たす者がいない場合は本プロポーザルを中止する。

(2) 機器導入候補者結果通知

審査の実施後速やかに、全ての参加者に対し審査結果を通知する。

(3) その他

- ① 企画提案書に基づき、簡潔明瞭に説明をすること。資料の追加、企画提案書の修正等は一切認めず、説明は提出済みの企画提案書等の内容の範囲内に限る。
- ② 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- ③ 審査経過及び審査結果その他審査方法等に関する質問、異議申し立ては、一切受け付けないものとする。また、選定後に機器導入候補者が不適切と判断された場合は、本プロポーザルでの決定を取り消す場合もある。この場合において、町は損害賠償の責は負わないものとする。

5 問合せ先

【事務局】

〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場 議会事務局

電話：092-934-2248（直通）

F A X：092-933-2281

E-mail：gikai@town.umi.lg.jp